

「東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項」に係る報告

重点検討項目①： 持続可能な社会を目指す地域の復興に係る取組

東日本大震災からの復旧・復興に際しては、各地域における多様な地域資源を活用し、域内循環を進めるとともに、自然資源を保全しつつ持続可能な利用を確保しながら、産業の潜在的な可能性を引き出すことで、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築にも資するかたちで行うことが重要なことから、下記について、関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) 被災地における低炭素社会の構築に係る取組
- b) 被災地における循環型社会の構築に係る取組
- c) 被災地における自然共生社会の構築に係る取組
- d) 被災地における安全の確保に係る取組

① 環境基本計画における基本的な方向性

- 各地域において多様な地域資源を活用し、域内循環を進めるとともに、自然資源を保全しつつ持続可能な利用を確保しながら、産業の潜在的な可能性を引き出すことで、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築にも資するかたちで復興を進めることが重要である。
- コンパクトなまちづくりや、効率的なエネルギーの利用を進めるライフスタイルを構築していくなど、環境に関して持続可能な地域として復興していくことが重要である。

② 現状分析

東日本大震災の被災地において、様々な復旧・復興の取組が進められている。例えば、また、岩手県、宮城県、福島県では、約2,600万トンの災害廃棄物および津波堆積物が発生したと推計されており、平成25年5月までに約7割が処理・処分されている。また、災害公営住宅（復興住宅）の整備については、着工した割合は平成24年8月末の約15%から平成25年3月末には約41%となっている。

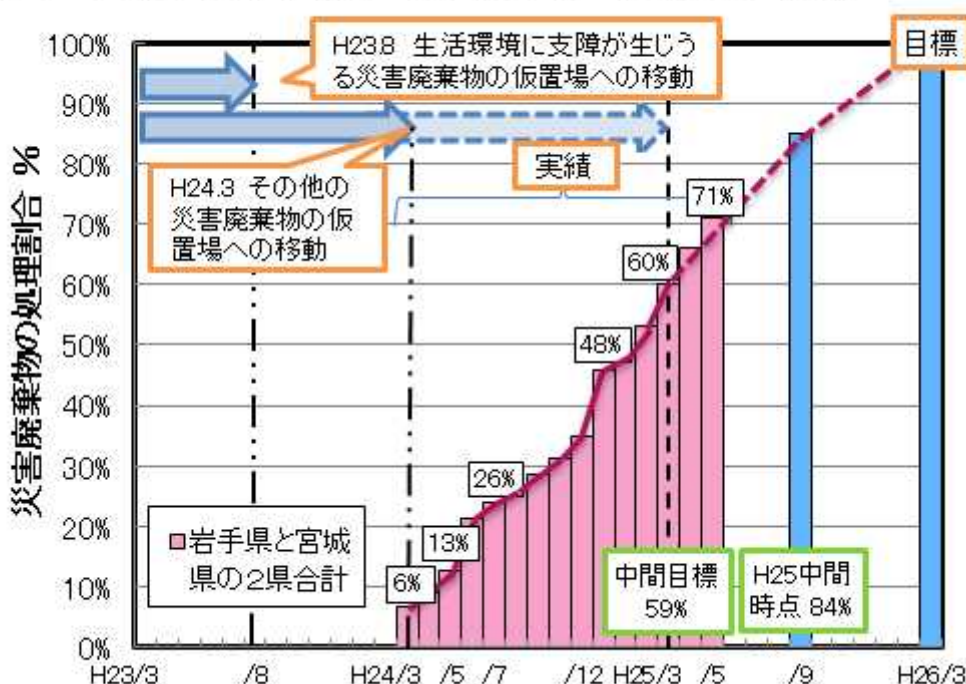
被災地における低炭素社会の構築に係る取組としては、地域特性に応じた再生可能エネルギー導入拡大に向けた取組等が重要である。平成24年7月の固定価格買取制度の開始以降、再生可能エネルギーの導入が進んでおり、岩手県、宮城県、福島県においては平成24年4月から平成25年2月末までに約5.8万kWの再生可能エネルギー発電設備が運転を開始している。

循環型社会の構築に係る取組としては、災害廃棄物等の処理・処分及び再生

利用等が重要となる。岩手県、宮城県、福島県では、上述したとおり災害廃棄物等の処理・処分が進展しつつあるとともに、災害廃棄物および津波堆積物を再生利用した量は約1,300万トンとなっており、公共事業等において積極的な再生利用が行われている。

自然共生社会の構築に係る取組としては、被災地域の豊かな自然の復旧・復興に資する取組が重要となる。例えば、被災地域の安全とも係る海岸防災林の復旧工事については、平成25年5月末時点で約39%着工され、約13%完了している。

<岩手県・宮城県沿岸市町村の災害廃棄物の処理目標と実績>



<3県(岩手県、宮城県、福島県)の沿岸市町村の処理状況(平成25年5月末現在)>

	災害廃棄物等推計量(万t)	災害廃棄物				津波堆積物				仮置場設置数
		推計量(万t)	処理			推計量(万t)	処理			
			量(万t)	割合(%)	H25中間時点(%)		量(万t)	割合(%)	H25中間時点(%)	
岩手県	525	380	218(199)	57(52)	78	145	36(28)	25(19)	56	48
宮城県	1,733	1,046	791(737)	76(71)	87	688	366(333)	53(48)	76	73
福島県 ^{※1}	357	173	80(73)	47(42)	-	184	17(16)	9(9)	-	33
合計	2,616	1,598	1,089(1,010)	68(63)	-	1,018	419(377)	41(37)	-	154

※1 福島県の汚染廃棄物対策地域(国直轄処理地域)を除く。
 ※2 ()内は平成25年4月末の数値。

③主な取組状況等

《被災地における低炭素社会の構築に係る取組》

＜農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業＞農林水産省

- 被災地域（岩手県、宮城県、福島県）の農山漁村において、太陽光、風力、地熱、バイオマス、小水力発電の事業を円滑に開始・運営するための地域協議会の開催や地域での合意形成のための取組等への支援（2カ所で実施）とともに、農林漁業者等の参画を得た再生可能エネルギー電気の供給モデルの構築に必要な施設整備への支援（1カ所で実施、平成25年度完成予定）を行った。

＜復興に向けた木の暮らし創出支援事業＞農林水産省

- 地域材を活用した、地域の文化や気候風土に調和した木造復興住宅等の建設を促進するため、地域材を利用して建設された住宅の見学会、講習会、広報活動等による普及に向けた取組を支援する。
 - ・ 平成25年度は、合計3件（被災地のうち岩手県、宮城県、福島県で1件ずつ）の事業を実施する予定。

＜木質バイオマス利用施設等整備（森林整備加速化・林業再生基金）＞農林水産省

- 木質バイオマスの供給・利用を促進するため、①木質バイオマスによる熱供給の取組については、木質バイオマスボイラー等の施設整備に対し補助を、②木質バイオマス発電の取組については、地域協議会への支援、発電施設整備に係る資金の融通を行った。
 - ・ 平成24年度補正予算で措置された森林整備加速化・林業再生基金は、同年度末までに、都道府県に対し全額交付済み。各都道府県は平成21年度に設置した基金を活用し、25年度まで実施する。

＜再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援復興対策事業費補助金＞経済産業省

- 被災地において、再生可能エネルギー発電設備の導入及び付帯する蓄電池や送電線の導入に対して補助を実施した。
 - ・ 過去3回の公募において、福島県で140件、宮城県で116件、岩手県で49件の事業を採択した。

＜浮体式洋上ウィンドファーム実証研究事業＞経済産業省

- 福島県沖において、本格的な事業化を目指した世界初となる浮体式洋上風力発電所を設置し、洋上風力発電技術の実証や、安全性・信頼性・経済

性の評価を行う。

- ・ 本年夏に実機を現地に設置し、順調にいけば、本年 10 月には発電を開始する予定。

＜再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業（グリーンニューディール基金）＞**環境省**

- 地域主導の再生可能エネルギー等を利用した自立・分散型エネルギーの供給システムの導入を復興のまちづくりとともに加速的に推進し、災害時においても地域ごとに住民の安全や都市機能を最低限保持できる「災害に強く環境負荷の小さい地域づくり」を目指すため、各地方公共団体における地域資源を活用した再生可能エネルギー等の導入への支援を行った。平成 24 年度は、184 か所の公共施設、8 か所の民間施設に太陽光発電設備等を導入した。

＜被災地における循環型社会の構築に係る取組＞

＜公共事業等における積極的な再生利用＞**国土交通省**

- 災害廃棄物の建設資材としての活用にあたり、需要と供給のマッチングを推進するため、公共工事発注部局、廃棄物部局の双方から情報提供するスキームを関係省庁と連携して整備を行っており、地元ニーズを踏まえ、海岸堤防（仙台湾南部海岸）や防波堤（八戸港）等の国土交通省発注工事において、災害廃棄物（コンクリート殻、津波堆積土砂）を活用した。
 - ・ 平成 24 年 7 月より仙台市内の 2 工区（深沼北・深沼南）、同年 10 月より名取市内の閑上・北釜（ゆりあげ・きたかま）において実施。
 - ・ 平成 24 年 7 月から平成 25 年 2 月の期間、八戸港等の防波堤災害復旧工事にて災害廃棄物（コンクリート殻、津波堆積土砂）を活用した。

＜東日本大震災により発生した災害等廃棄物処理の実施＞**環境省**

- 東日本大震災により発生した災害廃棄物を処理するため、市町村（一部事務組合、広域連合を含む。）が行う、大震災により生じた災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業等に要する費用の補助（補助率は、自治体の標準税込に依りて、50/100～80/100～90/100）等を行った。具体的取組は以下の通り。
 - ・ 地震と津波により被害を受けた被災市町村のおよそ 3 分の 2 にあたる 160 市町村で処理が完了した。また、災害廃棄物 1,965 万トンのうち、1,198 万トン（約 61%）の処理が完了した。なお、処理が完了した災害廃棄物のうち、82%にあたる約 982 万トンの災害廃棄物、ほぼ 100%の津波堆積物が再生利用されている（平成 25 年 3 月末現在）。
 - ・ 岩手県・宮城県の災害廃棄物等については、目標期間内（平成 26 年 3 月末）で、できるだけ早期の処理完了を目指し、着実な処理を実施す

る。また平成 25 年度の中間時点（平成 25 年 9 月末）の処理割合の見込みを設定し、きめ細かな進捗管理を実施する。

- ・ 福島県の災害廃棄物については、一部平成 26 年 3 月末までの終了が困難であることから、国の直轄処理及び代行処理の加速化を図り、夏頃を目途に、全体の処理見通しを明らかにする。

＜東北地域での循環型ビジネス拠点の創出＞環境省

○ 東北の地域性を活かし、環境効率的にもビジネスモデルとしても最適な形で循環資源を収集、処理、利用するため、自治体を含む協議会等が行う循環拠点を中心とした資源循環計画の策定を支援し、廃棄物や循環資源などの地域資源を最大限に活用することで、最先端の静脈ビジネス拠点を創出した。具体的な取組の実施状況は以下の通り。

- ・ 自治体、事業者等が連携して、使用済小型電子機器等からレアメタル等を回収する社会実験を実施した。（青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県内の 33 地域）
- ・ 容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収に係る実証事業を実施し、現在焼却・埋立てがなされている製品プラスチックの分別回収・リサイクルの課題整理等を行った。（秋田県能代市・大館市）
- ・ びんリユース構築の実証や、消費者意識調査、市町村のびんリユースの取組状況の実態調査等を行った。（宮城県・秋田県・福島県）
- ・ 資源循環計画の策定や、生ごみ、し尿及び浄化槽汚泥を対象としたバイオガス化やその他可燃ごみを対象とした資源化の実証実験への支援を実施した。（宮城県南三陸町等）
- ・ 特定被災地方公共団体に限定した当該施策については、平成 24 年度限りの施策として実施した。平成 25 年度以降については、全国規模での地域循環圏形成モデル事業（仮称）を行う予定。

＜被災地における自然共生社会の構築に係る取組＞

＜海岸防災林の復旧・再生＞農林水産省

○ 海岸防災林は、潮害、飛砂・風害の防備等の災害防止機能や津波の被害軽減効果を有しており、人々の暮らしを守る重要な役割を果たしていることから、東日本大震災の津波により被災した青森県から千葉県にかけての海岸防災林約 140km の早期の復旧・再生を行った。復旧にあたっては、地盤の復旧のための盛土など基盤造成をした上で、地域の植生などの自然条件や地元のニーズも考慮しつつ樹木の植栽を実施した。

- ・ 平成 24 年度は、被災した海岸防災林約 140km のうち約 50km について復旧・再生に着手。
- ・ 平成 25 年度は、警戒区域やガレキ仮置き場等を除く全ての箇所（約 100km）について、復旧・再生に着手することを目指す。

＜三陸復興国立公園再編成等推進事業及び三陸復興国立公園等復興事業＞**環境省**

- 平成 24 年 5 月 7 日に策定した「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」（グリーン復興ビジョン）に基づき、三陸復興国立公園の創設、被災した公園利用施設の復旧及び東北太平洋岸自然歩道（みちのく潮風トレイル）の整備等のグリーン復興プロジェクトを実施。
 - ・ 平成 24 年度は、グリーン復興ビジョンに基づき、陸中海岸国立公園の主要な利用拠点における復旧整備、三陸復興国立公園の創設に係る調査、東北太平洋岸自然歩道（みちのく潮風トレイル）整備のための調査等を実施した。それらの調査結果に基づき、平成 25 年 5 月 24 日には三陸復興国立公園が創設されたほか、東北太平洋岸自然歩道（みちのく潮風トレイル）についても、平成 25 年度秋までに、一部路線を開通する予定。

＜被災地における安全の確保に係る取組＞

＜有害物質のモニタリング調査等＞**環境省**

- 被災地周辺における有害物質等による環境汚染の状況を把握し、飛散及びばく露防止対策の推進を図るためモニタリング調査等を実施した。また、国民への不安を解消することを目的として当該調査結果等の情報について迅速な情報提供を行った。
 - ・ 被災地における環境汚染の経年的な状況を把握するために、平成 24 年度に引き続き大気環境中のアスベスト濃度及び海洋環境のモニタリング調査等を実施し、結果を随時公表した。